

## 手数料の免除等に係る今後の対応について

区は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）のまん延を受け、区民や区内事業者等の経済的負担の軽減を目的に区窓口等の手続における手数料（以下「手数料」といいます。）の免除を、感染症の感染拡大防止を目的に郵送可能な手続に関する郵送料（以下「郵送料」といいます。）の区負担及び公の施設の貸室使用料（以下「使用料」といいます。）の減額措置を行っています。

これらの取組については、感染症の影響等により、区民の暮らしや区内事業者等の経営が厳しい状況であったことや、引き続き感染防止対策に取り組む必要があったことなどに鑑み、令和5年度末まで実施することとしていますが、今後の対応は以下のとおりとします。

### 1 内容

#### (1) 手数料の免除【令和5年度から変更なし】

区民の暮らしや区内事業者等の事業活動の負担軽減を目的に、令和6年4月1日から令和7年3月31日（申請分）までの1年間、手数料を免除します（コンビニ交付サービスにおける証明書発行手数料については10円に減額）。

##### 【対象とする手数料】

対象者	対象とする手数料
区民	納課税証明手数料、戸籍関係諸証明手数料、住民記録諸証明手数料など
中小企業者等 (個人事業主を含む。)	営業・販売・開設等に係る許可申請手数料、興行場許可申請手数料など

#### (2) 郵送料の区負担【令和5年度末をもって終了】

感染拡大防止の一環として実施してきましたが、感染症が5類に移行したことなどを踏まえ、令和6年3月31日投函分をもって終了し、同年4月1日から通常どおりとします。

#### (3) 使用料の減額【令和5年度末をもって終了】

感染防止対策として貸室の利用人数を定員の50%までに制限した際に、定員制限に伴う利用者の負担軽減策として、貸室を利用定員50%以下の人数で利用する際の使用料の減額措置を講じてきましたが、感染症が5類に移行したことから、令和6年3月31日をもって終了し、同年4月1日から通常どおり使用料を徴収することとします。

## 2 今後のスケジュール（予定）

令和5年	12月	使用料の減額の終了に関する周知（区ホームページ、施設窓口等）
令和6年	2月	郵送料の区負担の終了及び手数料の免除の継続に関する周知（区ホームページ、広報みなと等）
	3月31日	郵送料の区負担及び使用料の減額 終了
令和7年	3月31日	手数料の免除 終了